

流山市ふるさと納税支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本実施要領は、流山市（以下「本市」という。）のふるさと納税に係る業務（寄附の受付、寄附情報の管理、返礼品の受発注、配送管理、事業者及び返礼品の新規登録等）の効率化を図るとともに、本市の取組に共感・応援して下さる寄附者を増やし、本市の魅力発信及び地域産業の活性化、ふるさと納税制度を活用した歳入確保を図るために必要な業務を委託する事業者（以下「受託者」という。）を公募型プロポーザル方式で選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

流山市ふるさと納税支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「流山市ふるさと納税支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日までとする。

※ただし、本業務の開始日は令和5年4月1日とし、契約締結日の翌日から令和5年3月31日までは、業務開始準備期間とする。なお、準備期間中に発生する費用については、受託者が負担することとする。

3. 提案限度額

寄附金額の9%以内（消費税及び地方消費税を除く）

※想定寄附額9,000万円（想定件数3,300件）として見積額を算定すること。

※委託料は寄附額に対する単価契約とし、返礼品の調達経費や返礼品の配送経費、また受領証明書・ワンストップ特例申請書・お礼状送付に係る郵送料は含めないものとする。

※上記以外に、本市に負担が発生する経費があれば付記すること。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ① 法人格を有している者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続きを開始後、裁判所の再生計

画認可の決定を受けていること。

- ④ 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- ⑤ 流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成3年4月1日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- ⑦ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- ⑧ 現在地方公共団体より受託している業務のうち、本件と同程度のふるさと納税支援業務を一括して受託していること。

5. 選考スケジュール

手続き	日程
(1) 実施要領等の公表	令和4年12月21日(水)
(2) 質問受付期限	令和4年12月28日(水) 午後5時まで
(3) 質問回答	令和5年1月6日(金)
(4) 参加意思表明書提出期限	令和5年1月13日(金) 午後5時まで
(5) 提案書等提出期限	令和5年1月20日(金) 午後5時まで
(6) 一次審査（書類審査） 結果通知 ※応募が6者以上の場合	令和5年1月26日(木)
(7) 選定審査日 （プレゼンテーション）	令和5年2月 1日(水)
(8) 審査結果公表	令和5年2月中旬
(9) 契約締結	令和5年3月初旬

6. 仕様書等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問受付方法

仕様書等に関する質問は、会社名・担当者名・連絡先を明らかにした上で、任意様式により下記提出先へ電子メールにて提出するものとする。なお、期限後の質問は受け付けな

い。

(2) 質問受付期限

令和4年12月28日(水) 午後5時まで

(3) 質問回答方法及び期限

質問への回答は、令和5年1月6日(金)迄に、市ホームページに掲載する。なお、質問への回答は、本募集要項及び仕様書等の追加又は訂正とみなす。

(4) 提出先

流山市 総合政策部 マーケティング課
market@city.nagareyama.chiba.jp

7. 参加意思表明書の提出について

(1) 提出期限

令和5年1月13日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合は、提出期限必着とし、配達証明が可能な方法(書留、特定記録等)で郵送すること。

(3) 提出先

〒270-0192 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1
流山市 総合政策部 マーケティング課

(4) 提出書類

- ① 参加意思表明書(様式1)
- ② 印鑑証明書(受付日前3か月以内に発行されたもの)
- ③ 商業登記簿謄本(受付日前3か月以内に発行されたもの)
- ④ 納税証明書(直近1年の法人税、消費税(地方消費税))
- ⑤ 財務諸表(最新決算年度のもの、写し可)

※②～⑤は本市有資格者名簿への登録がない場合に提出

(5) 提出部数

1部

※参加意思表明書の提出がない場合、プロポーザル参加の意思がないものとみなす。

8. 企画提案書等の提出について

(1) 提出期限

令和5年1月20日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前

8時30分から午後5時までとする。郵送の場合は、提出期限必着とし、配達証明ができる方法（書留、特定記録等）で郵送すること。

(3) 提出先

〒270-0192 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1
流山市 総合政策部 マーケティング課

(4) 提出書類

- ① 企画提案書表紙（様式2）
- ② 提案者の会社概要・業務責任者の氏名等（様式3）
- ③ ふるさと納税支援業務（類似業務）の実績（様式4）
- ④ スケジュール及び体制（様式5）
- ⑤ 見積書（任意様式）
- ⑥ 企画提案書本体（任意様式）

※別表の採点基準の項目が確認できるよう、できるだけ分かりやすく、簡潔にまとめて記載すること。

(5) 提出部数

正本：1部（製本・要押印）

副本：7部（押印不要）

(6) その他

応募業者が1者のみであっても、参加資格を有するものであればプロポーザルを実施するものとする。

9. 選考方法及び選考基準

(1) 選考方法

受託者は、公募型プロポーザルとしてプレゼンテーションによる審査にて選考する。

(2) 選定委員会について

市は、受託者を決定するため、流山市ふるさと納税支援業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(3) 一次審査（書類審査）について

応募事業者が6者以上の場合に、提案書等にて書類審査を行い、二次審査（プレゼンテーション）対象事業者5者を選考する。応募事業者が5者以内だった場合は実施しない。

一次審査結果については、1月26日（木）までにメールにて通知する。

(4) 二次審査（プレゼンテーション）

① 実施日時・場所

令和5年2月1日(水)午後 流山市役所第一庁舎3階 庁議室 ※予定

※詳細は別途通知する。

※プレゼンテーションを行う順番は、企画提案書の受付順とする。

※プロジェクター及びスクリーンのみ市が用意する。それ以外の必要機器は応募者が用意すること。

② プレゼンテーション出席者

3名以内とする。

③ プレゼンテーション持ち時間

プレゼンテーション時間は20分以内とし、その後、質疑応答を10分程度とする。

10. 審査結果の通知について

① 審査結果については、電子メールで通知する。

② 審査結果についての異議申し立ては、受理しない。

③ 選定に係る経過については、一切公表しない。

11. 参加辞退について

参加意思表明書の提出後、参加辞退を行う場合には、「プロポーザル参加辞退届」(様式6)を提出するものとする。

12. 留意事項

① プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。提出後の提案書等の修正差し替えはできない。

② 提出書類に虚偽の記載があった場合は、本プロポーザルへの参加の取消し、契約決定の取消し等を行うことがある。

③ 採用された企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本プロポーザルの採用にかかわらず本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のため必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ず提出書類の内容を無償で使用することができる。

④ 提案書に必要な著作権の手続きは、各プロポーザル参加者にて行うものとする。

⑤ 提出書類については返却しない。

13. 結果の公表

選定結果については、市ホームページ上で公表する。

14. 問い合わせ及び提出先(事務局)

〒270-0192 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

流山市 総合政策部 マーケティング課(流山市役所第一庁舎3階)

電話 : 04-7150-6308

メール : market@city.nagareyama.chiba.jp